

I-5 国内競技大会参加チームのユニフォームについて

ユニフォーム規程

2019年3月
国内競技委員会

1. 目的

- (1) 公益財団法人日本バレーボール協会(以下 JVA) が主催する国内競技大会に参加するチームのユニフォームや役員の服装についてその詳細を定めることを目的とする。
- (2) Vリーグ参加チームのユニフォームについては別に定める。また、JVA と他の団体が共催する大会で別に定められた規程がある場合は、その規程に従う。

2. ユニフォーム

(1) ユニフォーム

- ① ユニフォームとは、ジャージ(シャツ)、ショーツを指す。6人制においてはソックスもユニフォームに含まれる。
- ② ユニフォームは配色やデザインが統一されていなければならない。(リベロプレーヤーを除く)
- ③ チームは、カラーの異なった2種類のユニフォーム(ジャージ(シャツ)・ショーツ)を用意することが望ましい。
- ④ ユニフォームのメインカラー(主たる色)は、概ね2/3以上を占めていることとする。
- ⑤ リベロプレーヤーはチームの他の競技者とはっきりと区別できる対照的な色のユニフォーム(少なくともジャージ(シャツ)だけは)を着用しなければならない。(明瞭に区別できる色・デザインであること。)

(2) ジャージ(シャツ)・ショーツ

- ① ジャージ(シャツ) およびショーツは色、デザインが統一されていること。
- ② ジャージ(シャツ) は半袖、長袖、ノースリーブが混在していてもよい。

(3) ソックス

- ① 色および長さが統一していること。
- ②

3. 選手番号

- (1) ユニフォーム(ジャージ(シャツ))には、選手番号がユニフォームとはっきりと区別できる対照的な色で、明確に表示されていなければならない。
- (2) 選手番号は6人制においては1~20番、9人制においては1~18番までとする。ただし、やむを得ない場合は1~99番まで認める。
- (3) 選手番号のサイズは、次の通りとする。

6・9人制とも	高校生以上		小・中学生	
	高さ	字幅	高さ	字幅
①シャツ胸部・中央	15cm以上	2cm以上	10cm以上	2cm以上
②シャツ背部・中央	20cm以上		15cm以上	

- (4) ショーツ前面下に、高さ4~6cm、字幅1cm以上の選手番号を付けてもよいが、全員がそろっていないと認められない。

4. チームキャプテン

- (1) チームキャプテンは、胸のナンバーの下に、長さ 8cm、幅 2cm のマークを、ジャージ（シャツ）と異なった色で付けていなければならない。

5. チームネーム

- (1) ジャージ（シャツ）の胸部もしくは背部に、JVA-MRS に届け出たチームネームまたはそれを特定できる略称のいずれかを付けなければならない。サイズは規定しない。
また、チームのシンボルマーク（社章・校章・略号）も付けてもよい。
- (2) ジャージ（シャツ）の袖に（袖が無い場合には背面襟下に）所属する都道府県名を付けてもよい。
なお、都道府県名の大きさはチーム名よりも小さいこと。（高さが低いこと）

6. 選手名

- (1) ジャージ（シャツ）背部の上部中央に、着用する選手の選手名または通称を表示してもよい。
（選手名の表示を認めていない種別を除く）
 - ① 選手名を表示する場合、出場する選手全員が表示すること。
 - ② 選手名のサイズは、高さ 6～8 cm とする。
 - ③ 文字は、アルファベット横書きにより表記するものとする。
 - ④ 表記は直線状または、肩の曲線に合わせたゆるやかな曲線状とする。

7. マニファクチャーロゴ

- (1) ユニフォームには、JVA が公認しているメーカーに限り、最大 5×4 cm または 20 cm² のマニファクチャーロゴをジャージ（シャツ）・ショーツにそれぞれ一箇所だけ付けることが許される。（ソックスは、左右各々の、内側と外側に付けてもよい）

8. スポンサーロゴ及びユニフォーム広告

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマーク及びユニフォーム広告を付けることができる。ただし、別途定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従うこととする。
- (2) 試合会場（体育館等）の規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払うものとする。

9. その他

- (1) ユニフォームには、上記 3～8 以外のものの表示認められない。

10. トレーニングウェア

- (1) トレーニングウェアは全員が統一されていることが望ましい。
- (2) トレーニングウェアにはチームネーム、選手名、選手番号を付けることができる。
- (3) トレーニングウェアには最大 5×4 cm または 20 cm² のマニファクチャーロゴを付けることができる。
- (4) スポンサー広告については、上記 8 と同様な扱いとする。

11. アンダーウェア等について

- (1) アンダーウェアはユニフォームの袖や裾、首等からはみ出してはならない。ただし、プ

レーの動作によってユニフォームの下から見えてしまうことは故意に見せるものでない限り制限されない。

- (2) 医療を目的としたサポーター類は、プレー上危険がある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて、規制されない。
- (3) 明らかに色が違う腰に帯状にまくサポーター、コルセット類はユニフォームの下に着用しなければならない。

12. ベンチスタッフの服装

- (1) ベンチスタッフはジャケットを着用するか、スタッフで統一された服装でなければならない。
- (2) 部長や監督がジャケットを着用し、その他のスタッフが統一された服装であれば許可される。
- (3) 統一された服装であっても、タンクトップのような形状のシャツ類、短パン、ハーフパンツは許可されない。
- (4) ベンチスタッフの着用する服装には最大5×4cmまたは20cm²のマニファクチャーロゴを付けることができる。
- (5) スポンサー広告については、上記8と同様な扱いとする。

以上

この規程は2019年3月31日より実施する。

ビーチバレーボール・ユニフォーム規程

<2019.4.1 現在>

1 形状

公益財団法人日本バレーボール協会(以下、「JVA」という。)及び一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟(以下、「JBV」という。)主催大会における、ユニフォームの形状は、別記1に表示されている内容に従わなければならない。

チーム内両方の競技者のスタイルは、形状、長さ、色が、同形・同色のものを着用しなければならない。

◆女子ユニフォームのオプション

別記2に示す長袖・短パンタイプも許容範囲とする。

・形状の詳細は、別記2に掲載する写真を参考にする。

・主催者側がユニフォームを提供する場合は、提供されるユニフォームを着用すること。

2 ナンバー

競技者は、1番と2番のナンバーを前面(胸)と背面に表記しなければならない。

胸番号は左右どちらでも可とし、背番号は中央部に表記すること。

ナンバーはユニフォームと異なる対照的な色で、タンクトップは8cm x 6cm、トップスは5.5cm x 2.5cmとする。

3 スポンサーロゴ

大会主催者又は競技者は下記条件の範囲でスポンサーロゴを印刷することができる。

大会主催者がユニフォームを支給する場合は、それを着用すること。

◆タンクトップ(長袖タイプを含む)

・前面／最大 300cm² ・背面／最大 300cm²

◆トップス

・前面／最大 90cm² ・背面／最大 56cm²

◆パンツ(サーフパンツ・ショートパンツ等)

全体(前面・背面)で最大 300cm²

◆キャップ、バイザー、サポーター、リストバンド

最大 72 cm²

5 コンプレッションパッドの使用について

大会における選手のコンプレッションパッドの着用については、各大会の特性に応じて大会競技委員長が判断する。

JVA及びJBV主催大会におけるコンプレッションパッド着用の許可については FIVB の運用を参考に以下の通りとする。

※コンプレッションパッドとは、いわゆるサポーターのうち圧迫することによって運動機能を高めるタイト状の物を指す。

一人の選手が	片腕もしくは片脚に着用	診断書の提出が必要 黒、白、肌色、ユニフォームの色のいずれかを着用
	両腕もしくは両脚に着用	診断書の提出が必要 黒、白、肌色、ユニフォームの色のいずれかを着用
二人の選手が	片腕もしくは片脚に着用	診断書の提出が必要 黒、白、肌色、ユニフォームの色のいずれかを着用
	両腕もしくは両脚に着用	診断書の提出は不要 黒、白、肌色、ユニフォームの色のいずれかを着用 ユニフォームとして二人の選手は同じ色、長さの物を着用

6 規程の適用範囲について

本規程の適用範囲については、JVA及びJBVの主催大会以外では各大会の主催者の判断となります。大会参加者の構成など大会の特性に基づき、それぞれの大会の目的に合った判断をお願いします。

◆Tシャツ、短パンでの参加も可、ユニフォームの形状を問わないなど

◆番号(1番、2番)をユニフォームに明記する、しなくても良いなど

※JVA及びJBV主催大会については上記の FIVB ユニフォーム規定に準じたユニフォーム規程に基づいて開催されます。ただし、各大会実行委員会の判断により特記事項を加えて開催される場合があります。

各大会の要項にユニフォームの適用について明記していただくようお願いいたします。

ユニフォーム広告に関する規程

平成 25 年 3 月 3 日

国内競技委員会

1. 目的

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下 J V A） 「ユニフォーム規程」に基づき J V A が主催する国内競技会で使用するユニフォーム等の広告に関する事項について定める。

2. 広告の表示

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマークをユニフォーム（ジャージ、ショーツ）及びトレーニングウェア（以下ユニフォーム等とする）に付けることができる。
- (2) ユニフォーム等に広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、J V A に申請し承認を得なければならない。ただし、V リーグ参加チームが V リーグ機構より許可を得ているものについてはこの限りではない。
- (3) 前項の申請は、J V A 所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由して J V A に提出しなければならない。
- (4) ジャージにつける広告はチームネームより小さく、チーム名や競技者番号等の識別が可能なものとする。
- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル 3 8 0 cm²を超えてはならない。
- (6) 広告の表示は、チーム全員が同じものでなければならない。

3. 広告の条件

- (1) 次に該当する広告は表示してはならない。
 - ① 政治活動・選挙活動または宗教活動に関するもの。
 - ② 風俗営業に類するもの。
 - ③ 意見広告や売名を目的としたもの。
 - ④ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの。
 - ⑤ 責任の所在が不明確なもの。
 - ⑥ 人権侵害や名誉毀損、差別的な内容のもの。
 - ⑦ 反社会的な内容。
 - ⑧ 公序良俗に反するもの。
 - ⑨ その他、J V A がその目的に照らして、相応しくないと判断したもの。
- (2) 表示された広告が不適当であると J V A または公式競技会共催者が判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。

4. 制限および停止

- (1) J V A または公式競技会共催者は、競技会規定等によりチームの広告表示を制限することができる。この場合、チームは広告のついたユニフォーム等を着用することはできない。（何らかの方法で、広告を隠す等の処置ができれば着用できる。）
- (2) 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、当該チームがその実費を支払うものとする。

以上

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

■ チームキャプテン／リベロユニフォーム

- ・ リベロはチームキャプテンにもゲームキャプテンにもなれる。
- ・ 2人のリベロがお互いに異なる色のユニフォームを着用できる。
(他のプレイヤーと異なる色(対照的な色)であること)

【リベロ以外の選手】



【リベロ①】



【リベロ②】

